

文京区立柳町小学校教室等増設検討委員会
報 告 書

平成 26 年 7 月

文京区立柳町小学校教室等増設検討委員会

目 次

1	はじめに	1p
	(1) 教室増設の必要性	
	(2) 教室増設への対応について	
	(3) 旧整備方針案について	
2	柳町小学校教室等増設検討委員会について	2p
3	整備方針案の検討	2p
	(1) 検討の前提条件	
	(2) 施設整備に係る条件の確認・整理について	
	(3) 整備方針案	
4	仮校舎について	3p
5	既存校舎への対応について	3p
6	教室等増設のスケジュール	3p
7	整備方針案の増築位置及びスケジュールについて	4p

1 はじめに

(1) 教室増設の必要性

文京区教育委員会（以下、「区教委」という。）では、平成 24 年 10 月、区立小学校の児童数について「今後の将来需要を精査していく必要があるため、早急に関係機関による検討を開始する」こととし、これを受けて、平成 24 年 11 月に文京区立小学校教室対策検討委員会を設置し、検証を行った。

柳町小学校については、「文京区立小学校教室対策の検討結果報告（平成 25 年 5 月）」において「近年、通常の学級の在籍児童数が伸び始め、学級数も増えている状況にあり、通学区域内の就学前の年齢別人口の状況からこの傾向が当面は続くと考えられる。しかしながら、既存校舎内において既に普通教室への転用を進めているため、今後の将来需要に対応する教室数を確保していくことは極めて困難であり、早急に抜本的な対策を行う必要がある」とされた。

具体的には、普通教室が平成 25 年度に 10 教室のところ、平成 27 年度には 4 教室、平成 31 年度には 5 教室不足する見込みとなった。

学級数推計								35 人学級拡大の場合
年度	25	26	27	28	29	30	31	31
推計	10	12	14	14	14	14	15	18

※平成 25 年 5 月時点の推計。ただし、平成 25 年度は平成 25 年 4 月現在の、平成 26 年度は平成 26 年 4 月現在の実際の学級数と推計値が一致している。

(2) 教室増設への対応について

平成 25 年 5 月の報告を受け、平成 25 年 7 月に、区教委において「柳町小学校の教室対策について（整備方針案）」（以下、「旧整備方針案」という。）を作成した。この中では、平成 26 年度の必要教室数（12 教室）については、既存校舎の改修、転用に対応するが、平成 27 年度以降に不足する教室については増築により確保することが必要とされ、増築プラン（案（プール部分を活用）、参考案 A（道路側の植栽部分を活用）及び参考案 B（体育館部分とプール部分を活用））3 案を提示した（【資料第 3 号】参照）。

(3) 旧整備方針案について

平成 25 年 7 月 17 日、7 月 22 日及び 8 月 3 日に区民説明会を行い、併せて平成 25 年 7 月 11 日から 8 月 5 日まで意見募集を行った。また、9 月 7 日に保護者説明会を実施した。ただ、旧整備方針案については、最終的に区民・保護者の合意を得ることができなかった。

その結果、区民からの意見聴取等や学校の意見等を踏まえ、区教委から柳町小学校保護者あて平成 25 年 10 月 22 日付「柳町小学校の教室対策に関する今後の対応について」により、旧「整備方針案については、今後、更にていねいな意見調整が必要と考えられる」ため、「(1)柳町小学校の教室対策については、学校関係者、町会等地域関係者、学識経験者及び行政からなる新たな会議体を設置し、検

討する。(2)平成 27 年 4 月時点の教室対策は、仮校舎により教室を確保することで対応する。」ことを通知した。

2 柳町小学校教室等増設検討委員会について

こうしたことから、平成 25 年 11 月 14 日教育長決定 25 文教教学第 565 号「柳町小学校教室等増設検討委員会設置要綱」(【資料第 1 号】。以下、「要綱」という。)に基づき、整備方針案を検討することを目的として、柳町小学校教室等増設検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置した。検討委員会においては、増設教室等の基本的な事項に関すること、工事期間中の仮校舎に関すること及びその他委員会が必要と認める事項に関することを検討し、教育長に報告することとした。

なお、本検討委員会の設置については、区教委から柳町小学校保護者あて平成 25 年 11 月 18 日付「柳町小学校等教室等増設検討委員会の設置について」により通知した。

3 整備方針案の検討

(1) 検討の前提条件

既存校舎は、改築・大規模改修をする段階には至ってないと考えられることから、教室等の増設を前提に検討する。

(2) 施設整備に係る条件の確認・整理について

施設整備に当たっては、法令に基づき算出した整備資格面積である 1,420 m²程度を教室等増設規模とする(育成室の面積は、含まない)。また、当該面積の範囲内で必要教室等(1 教室当たり縦 8 m×横 8 m程度)を確保する。

設備については、増築校舎にエレベーターを設置し、バリアフリー仕様に努め、また、学校全体の安全管理や職員室からのアクセス等に配慮する。

増築校舎建設中の諸条件としては、体育館を常時使用できるようにし、また、工事中の子どもたちの教育環境及び近隣への影響を少なくすることと共に工期の短縮に努める。

さらに、校庭の面積をなるべく狭くならないように増築校舎を設置するよう努める。

なお、育成室については、児童数の推移(予測)から平成 27 年度以降現在の 2 育成室では対応しきれないため、第 3 育成室(1 教室、縦 8 m×横 8 m程度)を新設する。

(3) 整備方針案

(1)及び(2)の諸条件及び学校・PTA 選出委員からの要望を総合的に考慮し、校舎を増築する。

<教室等増設規模>

- ① 整備資格面積内で 3 階建てとする。
- ② 将来需要の推計に基づき必要となる普通教室 6 教室を整備する。
- ③ 教育環境確保のための必要教室等として少人数教室・教育相談室・特別支

援教室・会議室・職員室の拡充等 6.25 教室を整備する。

④ 育成室 1 教室分を増設する。

⑤ 工事に干渉する既存校舎内の図書室・理科室・音楽室等 7 教室分の整備を行う。

⑥ その他の必要教室について、増設教室を活用すること等により対応する。

<増築位置及び自然との共生等>

柳町小学校教室等増設イメージ（【資料第 4 号】）の位置に校舎を増築する。ただし、植栽部分の重要性を考慮し、増築に伴い工事の影響を受ける植栽・池を新たに整備するとともに、増築校舎へ屋上緑化・太陽光発電を設置し、環境負荷の低減と自然との共生に対応した施設とする。

4 仮校舎について

平成 27 年度から不足する教室対応として、【資料第 5 号】の位置に仮校舎を設置する。

5 既存校舎への対応について

前述の増築工事とは別に区教委において、既存校舎への対応として、快適化工事（普通教室の内装改修、廊下・階段の床補修及びトイレ等水回りの改修など）・給食室改修工事を予定している。

なお、快適化工事の実施時期は、平成 27 年度から 30 年度の間に対象校 18 校の全体スケジュールを勘案することとされている。また、給食室改修工事は、平成 29 年 7～12 月に予定している。

6 教室等増設のスケジュール

教室等増設のスケジュールについて、仮校舎は平成 27 年 4 月から、増築校舎は平成 29 年 4 月から使用できるように整備を進める。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
仮校舎	設計・工事等	使用開始		解体		
増築校舎	設計等					
		工事		使用開始		

7 整備方針案の増築位置及びスケジュールについて

次のような理由から、柳町小学校 PTA 選出委員とは意見の一致を見なかった。

柳町小学校 PTA 選出委員から、整備方針案の位置について、学校、保護者、地域でとても大切にしてきた「柳の森」の位置に校舎を増築することは、検討委員会設立以前から課題があるので敬遠されてきたため、地域、保護者、学校に納得できる合理的な理由を示して欲しいという要望があった。また、位置については、削除して欲しいという考えが開陳された。

整備方針案のスケジュールについても、削除して欲しい旨の意見が提出された。

なお、既存校舎が検討事項の対象にならないという前提が違うのではないかという意見も開陳された。

柳町小学校教室等増設検討委員会設置要綱

25文教教学第565号平成25年11月14日教育長決定

(目的)

第1条 柳町小学校の教室不足対策について、整備方針案を検討することを目的として、柳町小学校教室等増設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、既存校舎については、改築・大規模改修をする段階には至っていないと考えることから、教室等の増設を前提に検討する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- 一 増設教室等の基本的な事項に関すること。
- 二 工事期間中の仮校舎に関すること。
- 三 その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員、アドバイザー及び事務局は、以下の通りとする。

委員 教育推進部長、教育推進部教育改革担当課長、教育推進部学務課長、教育推進部教育指導課長、企画政策部企画課長、男女協働子育て支援部児童青少年課長、施設管理部施設管理課長（技術）、礪川地区町会連合会会長、青少年対策礪川地区委員会会長、小学校PTA連合会会長、柳町小学校校長及び副校長、柳町小学校PTA会長及び副会長（1名）

アドバイザー 学識経験者（学校建築）

事務局 学務課

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から、第2条に定める事項を報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育推進部長とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、企画政策部企画課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 3 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育推進部学務課において処理する。

付 則

この要綱は、平成25年11月14日から施行する。

文京区立柳町小学校教室等増設検討委員会 委員名簿

任期：平成25年11月26日から平成26年6月4日まで

役職	氏名	所属
委員長	藤田 恵子	教育推進部長の職にある者 (～平成26年3月)
	田中 芳夫	教育推進部長の職にある者 (平成26年4月～)
副委員長	久住 智治	企画政策部企画課長の職にある者 (～平成26年3月)
	竹越 淳	企画政策部企画課長の職にある者 (平成26年4月～)
委員	熱田 直道	教育推進部教育改革担当課長の職にある者
	竹田 弘一	教育推進部学務課長の職にある者
	北島 陽彦	教育推進部教育指導課長の職にある者
	木幡 光伸	男女協働子育て支援部児童青少年課長の職にある者 (～平成26年3月)
	工藤 真紀	男女協働子育て支援部児童青少年課長の職にある者 (平成26年4月～)
	鵜沼 秀之	施設管理部施設管理課長の職にある者
	鷹田 芳郎	礪川地区町会連合会会長の職にある者
	豊泉 久子	青少年対策礪川地区委員会会長の職にある者 (～平成26年5月)
	中島 正一	青少年対策礪川地区委員会会長の職にある者 (平成26年6月)
	原 廣介	小学校PTA連合会会長の職にある者 (～平成26年5月)
	鴻瀬 太郎	小学校PTA連合会会長の職にある者 (平成26年6月)
	松本絵美子	文京区立柳町小学校校長の職にある者
	滝澤 智	文京区立柳町小学校副校長の職にある者

【資料第2号】

委員	前嶋 浩文	文京区立柳町小学校PTA会長の職にある者 (～平成26年4月)
	上原 裕之	文京区立柳町小学校PTA会長の職にある者 (平成26年5月～)
	上原 裕之	文京区立柳町小学校PTA副会長の職にある者 (～平成26年4月)
	石澤 正	文京区立柳町小学校PTA副会長の職にある者 (平成26年5月～)
アドバイザー	長澤 悟	東洋大学教授 (株式会社教育環境研究所所長)

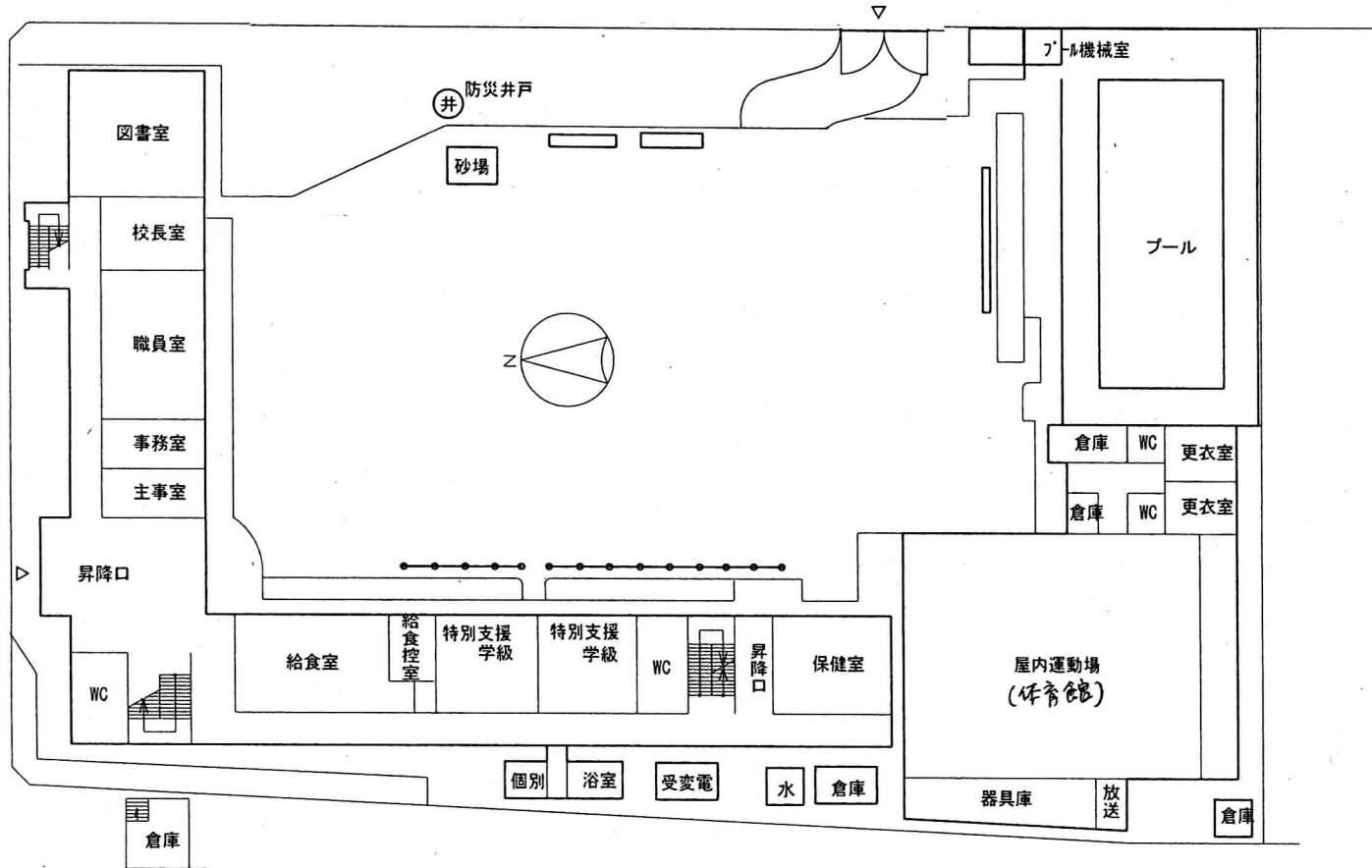
柳町小学校の増築について（整備方針案の比較）

1 前提条件

- (1) 増築部分に普通教室9教室分を確保する。
- (2) 既存校舎とのアクセスを確保する。

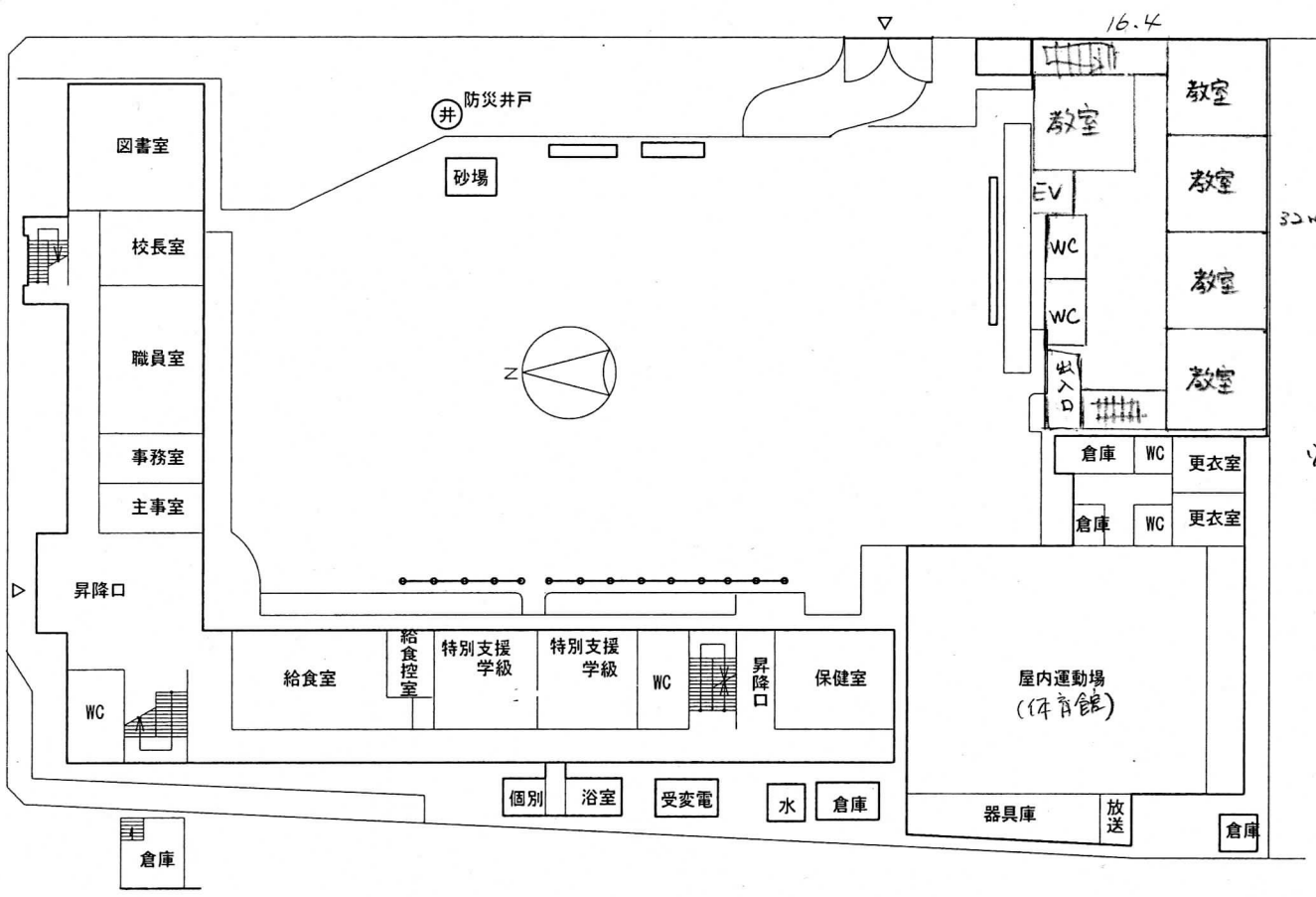
2 増築プラン

案	プール部分を活用（教室とプールを合築）	参考案A 道路側の植栽部分を活用（教室を増築）	参考案B 体育館部分とプール部分を活用（教室を増築、プールと体育館を合築）		
工事費見込み	5～6億円	工事費見込み	3～4億円	工事費見込み	9～10億円
工期見込み	平成28年3月	工期見込み	平成27年9月	工期見込み	平成29年3月
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の教育環境への影響が小さいほか、校庭や植栽等、既存の教育環境を維持したうえで施設整備ができる。 ・ 竣工後、育成室下の更衣室等を改修することで、新たな育成室スペースを確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の教育環境への影響を最小限にできる。 ・ 既存校舎と隣接するため、アクセスが良い。 ・ 夏季の学校のプール使用に影響がない。 ・ 工事費が比較的安価で工期も短い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存校舎と隣接するため、アクセスが良い。 ・ 体育館とプールを更新することで、将来的な教育環境の向上につながる。 ・ 増築部分に新たな育成室スペースを確保できる。 		
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存校舎との間に体育館が存在するため、アクセスが良くない。 ・ 27年度の夏季は学校のプールが使用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校庭が狭くなる。（現況の植栽より約5メートル張り出す） ・ 植栽を伐採するため、敷地内の緑が失われる。 ・ 新たな育成室スペースの確保が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校庭が狭くなる。（現況のプールより約10メートル張り出す） ・ 育成室部分を除却するため、仮設育成室が別途必要となる。 ・ 工事期間中、校庭、プール及び体育館が使用できない。 ・ プールと体育館の解体、新しい校舎、体育館及びプールの工事が必要なため工期が長くなり、工事費も嵩む。 		
評価	<p>既存校舎とのアクセスの面は良くないが、校庭の面積確保や貴重な緑である植栽等、既存の教育環境が保存できる等のメリットがある。また、工事中の教育環境への影響は小さく、プールへの対応は近隣校施設の活用が可能である。</p>	<p>既存校舎とのアクセスの面やコスト等でのメリットはあるが、校庭が約160㎡狭くなること、貴重な緑である植栽を大幅に削る必要があること、新たな育成室スペース確保が困難なこと等のデメリットがある。工事中の教育環境への影響が最も小さい。</p>	<p>体育館とプールが更新されることや、既存校舎へのアクセスの面でメリットはあるが、校庭が約400㎡狭くなり、教育環境に与える影響が大きい。工期が長くなり、教室不足の期間がさらに1年長くなること、校庭・体育館・プールが工事中使用できないため体育の授業や学校行事に多大な支障が生じる。</p>		



校舎配置図、1階平面図 S=1/600

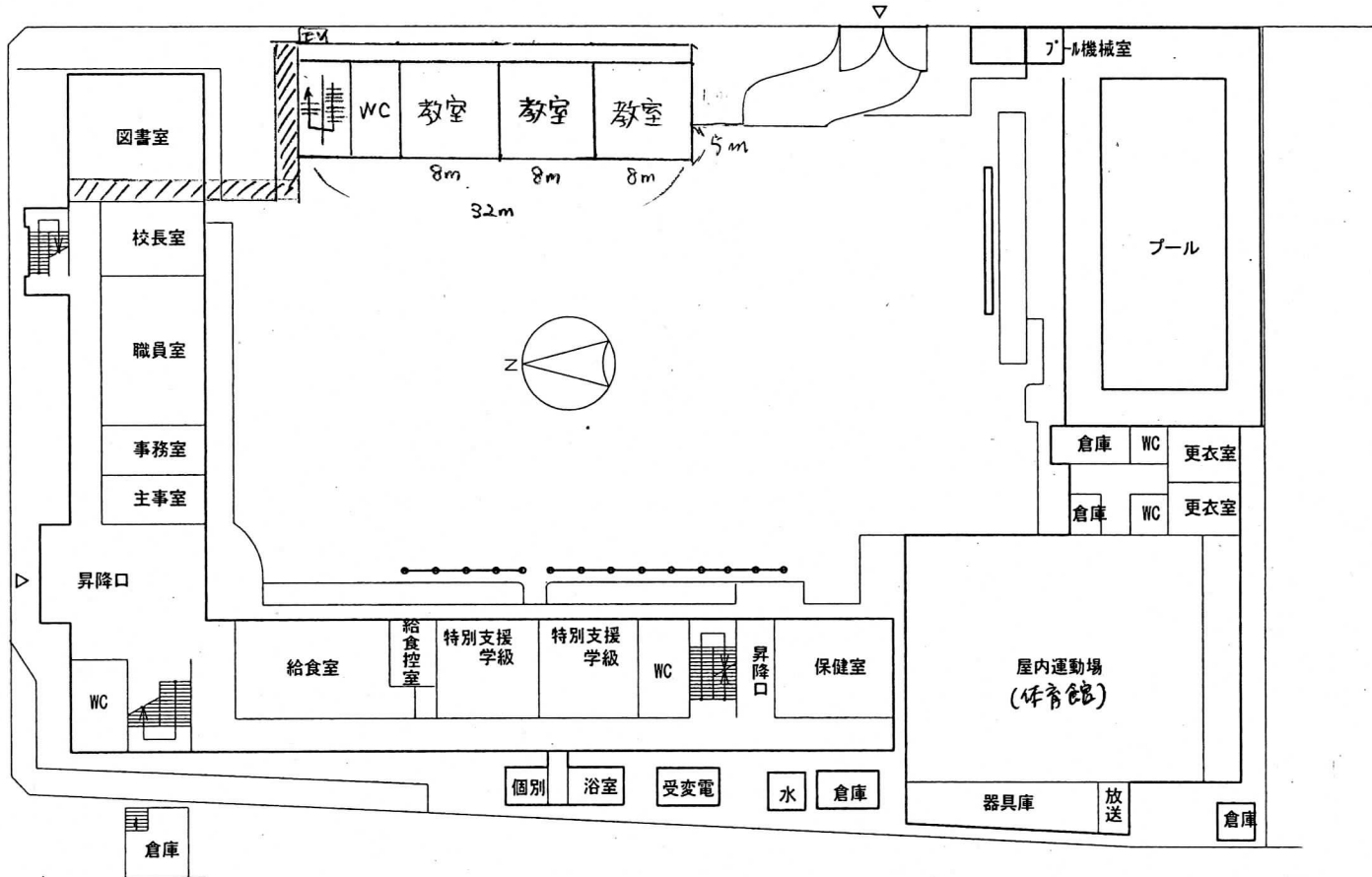
現在のプールの位置に1・2階教室、3階プールを建設



※ 2階部分は1階とほぼ同様だが、教室1室分を更衣室として活用可能。

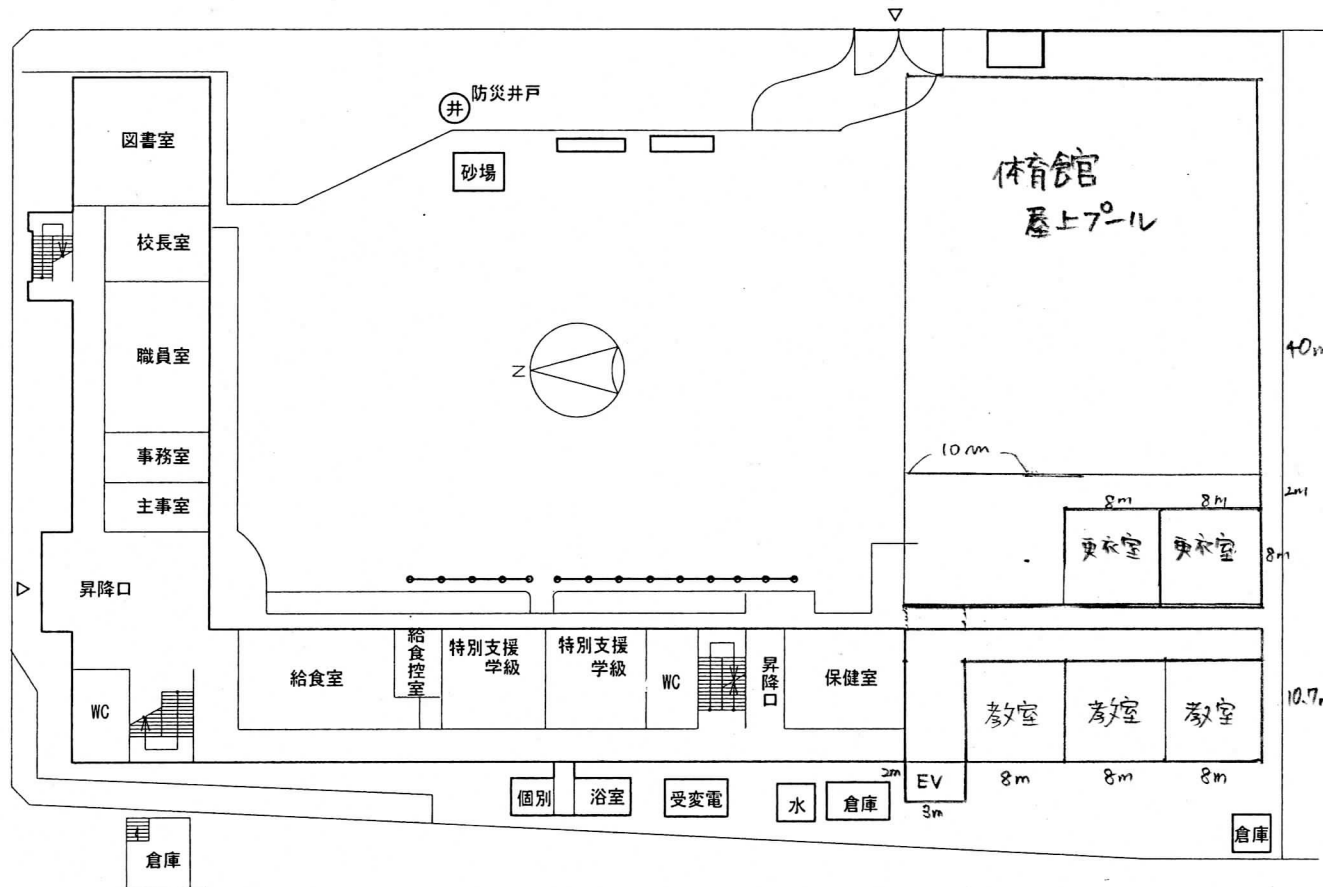
※ 竣工後、育成室下の更衣室等を改修し、新たな育成室スペースの確保が可能。

校舎配置図、1階平面図 S=1/600



校舎配置図、1階平面図 S=1/600

現在の体育館の位置に3階建の教室、現在のプールの位置に1~2階体育館、3階プールを建設



※ 体育館2階部分に育成室70-79 確保可能。

校舎配置図、1階平面図 S=1/600

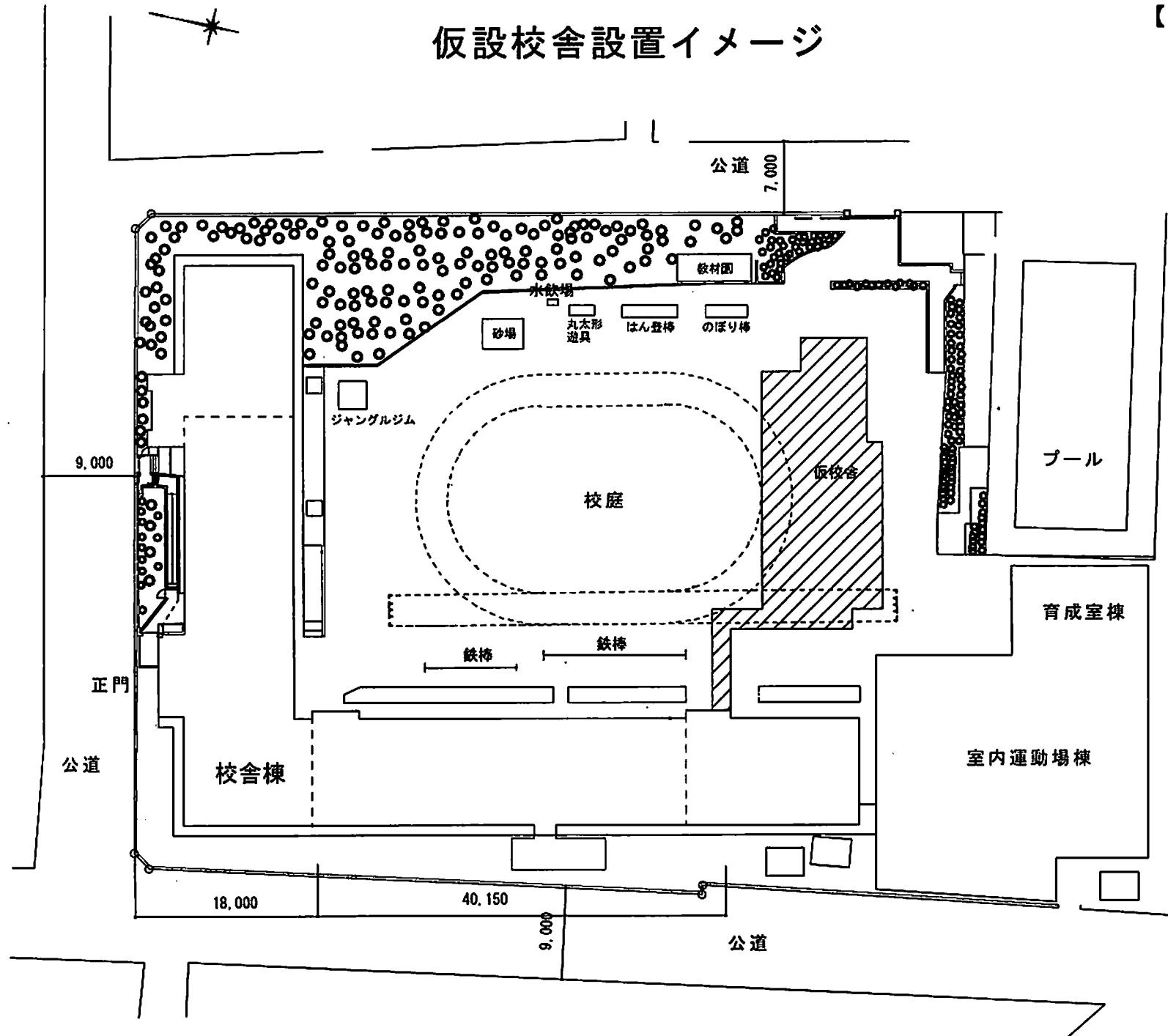
柳町小学校教室等増設イメージ



新たに整備する植栽・池のイメージ① 新たに整備する植栽・池のイメージ②



仮設校舎設置イメージ



柳町小学校教室等増設検討委員会開催経過

	開催日	検討内容
第1回	11月26日	<ul style="list-style-type: none">・検討委員会の運営等について・検討委員会設置までの経緯について・増設教室等について
第2回	12月20日	<ul style="list-style-type: none">・柳町小学校教室等増設整備資格面積について・増設教室等について・施設整備に係る条件の確認・整理について
第3回	1月24日	<ul style="list-style-type: none">・柳町小学校教室増築の諸施設に関する要望書について
第4回	2月19日	<ul style="list-style-type: none">・校舎新設に係る要望事項について・仮校舎設置（案）について
第5回	5月12日	<ul style="list-style-type: none">・柳町小学校教室等増設整備方針案について
第6回	6月4日	<ul style="list-style-type: none">・報告書（案）について